

受付印

産業廃棄物税課税免除申請書

令和3年7月25日

滋賀県西部県税事務所長 様

住所 大阪市.....
氏名 ◇◇産業(株)
代表取締役 琵琶 一郎
個人番号 1230123456789
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名および法人番号)

滋賀県産業廃棄物税条例第5条第2項の規定により次のとおり産業廃棄物税の免除を申請します。

Table with columns for tax exemption type, weight, and total. Includes rows for specific exemptions and a total row.

Table for non-exempt industrial waste weight. Columns include '課税標準量' and weight '1,228.73 トン'.

Table for contact information. Columns include '住所(所在地)', '氏名(名称および担当者名)', and '電話番号'.

←事業者ごとに滋賀県が付番している「課税番号」(10桁)をお書きください。(不明の場合は空欄で構いません。)

←申請日を記入してください。

←「申告書」(様式第4号)の提出に合わせて提出してください。「課税免除申請書」のみ提出される場合も、申告に係る期間の翌年度の7月末までに提出してください。

←本社の所在地、名称等記入してください。

←「課税免除申請書」は事務所、事業所ごとに作成してください。

「滋賀県産業廃棄物税条例」第5条第1項第3号、4号、5号に規定される課税免除の搬入に該当する場合は、かならず「課税免除申請書」(様式第2号)を提出してください。(提出のない場合には、課税免除されません。)

←課税免除規定に該当する産業廃棄物を搬入した事務所、事業所の名称、所在地を記入してください。

←各年度を記入してください。(例 令和2年度の場合: 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

←「滋賀県産業廃棄物税条例」第5条第1項第3号、4号、5号に規定される課税免除の搬入に該当する産業廃棄物の重量をそれぞれ記入してください。

←第3号、第4号に該当する場合は「別紙1」を、第5号に該当する場合は「別紙2」を添付してください。

←トン未満の端数を処理しないで、重量を記入してください。

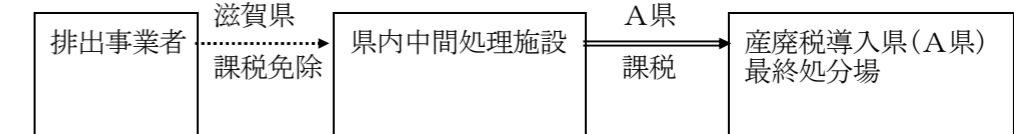
←課税免除の合計トン数を記入してください。

←課税対象となる産業廃棄物重量の合計を記入してください。←この欄に記入された課税標準量②が500トンを超えれば「申告書」(様式第4号)を提出してください。←②が500トン以下であれば課税されませんので「申告書」を提出する必要はありません。

※①+②が500トン以下であれば提出する必要はありません。

←申請書をご記入いただいたご担当者の連絡先を記入してください。

(第5条第1項第3号) 滋賀県以外の産業廃棄物に関する税導入県の最終処分場に搬入された場合は、当該最終処分場の所在する税導入県の課税を優先し、滋賀県では課税免除となります。



上記税導入県とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、愛知県、三重県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県および北九州市です。

(第5条第1項第4号) 産業廃棄物に関する税未導入県の最終処分場に搬入された場合で、滋賀県以外の税導入県(中間処理施設への搬入に課税する県に限る。三重県のみ)に所在する中間処理施設に先に搬入された場合は、当該施設の所在する県の課税を優先し、滋賀県では課税免除となります。

(第5条第1項第5号) 県内中間処理施設のうち、再生の用に供される施設(再生施設)への産業廃棄物の搬入は課税免除されます。



注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。